平成２３年（フ）第１０６１号
仙台市若林区６丁目字左近堀５番地の８　メゾンパストラル201
債務者　高橋　　貢
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７６号
仙台市宮城野区岩切字昭和東127番地の３
債務者　櫻井　美保
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０１号
仙台市太白区土手内３丁目２番13号
債務者　佐伯ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
岐阜市上川手437番地
債務者　山下　昭男
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８５号
岐阜県羽島市堀津町前谷151番地２　プリムローズＡ201号室
債務者　福田　浩二
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０１号
岐阜市岩栄町２丁目18番地１　豊栄ビル307号室
債務者　喫茶Ｋ＆Ｋこと　増田　憲一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８１号
名古屋市天白区原４丁目113番地の１
債務者　森下　妙子（旧姓河﨑）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２８号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘７棟203号
債務者　太田　　繁
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６号
滋賀県彦根市本町１丁目１番29号
債務者　髙木　瑛雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６４号
滋賀県東近江市佐野町728番地　403号
債務者　ペアネットデザインこと　奥田　信人
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６５号
滋賀県東近江市佐野町516番地１、前住所滋賀県東近江市佐野町728番地　403号
債務者　奥田　雅美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５５１号
神戸市垂水区南多聞台７丁目２番202号、従前の住所神戸市西区学園西町７丁目１番地
債務者　竹本　直子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６２号
神戸市兵庫区金平町１丁目８番３号
債務者　上山　幸二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４９号
神戸市垂水区中道５丁目１番３号　小坂ハイツ202号
債務者　青木　梨香
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７６号
兵庫県西宮市笠屋町３番32号、前住所兵庫県西宮市笠屋町21番14―302号
債務者　爲山さえ香
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８０号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目79番地　パレ正起404
債務者　景崎　良二
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６９号
広島県東広島市八本松町飯田135番地２
債務者　山口　智子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部